

兵庫県公報

平成24年4月1日 日曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程及び職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程	6

公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第3号）
行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

兵庫県人事委員会
委員長 青山善敬

兵庫県人事委員会規則第3号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「県立精神保健福祉センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

第4条第3号中「こども家庭センター」の次に「、女性家庭センター」を加える。

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第2条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款を次のように改める。

知事の事務部局	本庁	(1) 理事 (2) 会計管理者 (3) 部長 (4) 政策部長 (5) 環境部長 (6) まちづくり部長 (7) 局長（行政職10級の者に限る。） (8) 参事（行政職10級の者に限る。） (9) 福祉監	1種
		(1) 出納局長 (2) 局長（行政職10級の者を除く。） (3) 知事室長 (4) 政策調整局長 (5) ビジョン局長 (6) 住宅参事	2種

	(7) 観光監 (8) 工事検査室長	
	(1) 参事（行政職 9 級及び医師・歯科医師職 4 級の者に限る。） (2) 課長 (3) 職員相談員	3 種
	(1) 室長 (2) 参事（行政職 9 級及び10級並びに医師・歯科医師職 4 級の者を除く。） (3) 不正軽油特別対策官 (4) 個人住民税特別対策官 (5) こども安全官 (6) 監察医務官 (7) 食品安全官 (8) 家畜安全官 (9) 主任広報専門員 (10) 職員健康相談員 (11) 主任技術専門員（行政職 8 級の者に限る。）	4 種
	(1) 副課長 (2) 主幹 (3) 研究参事	5 種
	水産課はやたか船長	7 種
地方 機関	(1) 兵庫陶芸美術館長 (2) 県民局長 (3) 東京事務所長 (4) 自治研修所長 (5) 県立大学事務局長 (6) 県立健康生活科学研究所長 (7) 県立こどもの館館長 (8) こども家庭センター所長（行政職10級の者に限る。） (9) 県立総合衛生学院長 (10) 県立工業技術センター所長 (11) 県立ものづくり大学校長 (12) 県立農林水産技術総合センター所長 (13) 県立淡路景観園芸学校校長 (14) 森林動物研究センター所長	1 種
	(1) 県民局の副局長、室長（行政職 9 級の者に限る。）、参事（行政職 9 級の者に限る。）及び但馬長寿の郷長 (2) 県税事務所長（行政職 9 級の者に限る。） (3) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職 4 級の者に限る。） (4) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職 9 級の者に限る。） (5) 土木事務所長（行政職 9 級の者に限る。） (6) 県立大学事務局の副局長及び事務部長（播磨光都キャンパス、姫路新在家キャンパス、神戸ポートアイランドキャンパス及び淡路キャンパスの事務部長を除く。） (7) 県立健康生活科学研究所副研究所長 (8) こども家庭センター所長（行政職 9 級の者に限る。） (9) 県立工業技術センター次長 (10) 県立農林水産技術総合センター次長	2 種
	(1) 県民局の室長（行政職 9 級の者及び事務所の室長を除く。）、参事（行政職 9 級の者及び事務所の参事を除く。） (2) 兵庫県民総合相談センター所長 (3) 兵庫陶芸美術館副館長 (4) 但馬長寿の郷の管理部長	3 種

<p>(5) 県税事務所長（行政職 9 級の者を除く。） (6) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職 4 級の者を除く。） (7) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職 9 級の者を除く。） (8) 農業改良普及センター所長（行政職 8 級の者に限る。） (9) 但馬水産事務所長 (10) 土地改良事務所長 (11) 土地改良センター所長（行政職 8 級の者に限る。） (12) 土木事務所長（行政職 9 級の者を除く。） (13) 尼崎港管理事務所長 (14) 姫路港管理事務所長 (15) 但馬空港管理事務所長 (16) 東京事務所次長（総括次長に限る。） (17) 職員健康管理センターの所長、室長及び職員診療所長（医師・歯科医師職 4 級及び 3 級の者に限る。） (18) 県立大学事務局の企画調整部長及び学務部長 (19) 広域防災センター長及び次長並びに広域防災センターの消防学校長 (20) 県立健康生活科学研究所のセンター長 (21) 保健所長 (22) こども家庭センター所長（行政職 10 級及び 9 級の者を除く。） (23) 女性家庭センター所長 (24) 県立明石学園長 (25) 県立男女共同参画センター所長 (26) 県立総合衛生学院副学院長 (27) 食肉衛生検査センター所長 (28) 動物愛護センター所長 (29) 県立身体障害者更生相談所長 (30) 精神保健福祉センター所長及び次長 (31) 県立工業技術センターの工業技術支援センター所長 (32) 県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校長 (33) 県立但馬技術大学校の副大学校長及び部長 (34) 県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校長 (35) 県立神戸高等技術専門学院長 (36) 県立障害者高等技術専門学院長 (37) 兵庫障害者職業能力開発校長 (38) 旅券事務所長 (39) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校長及び技術センター所長 (40) 家畜保健衛生所長 (41) 六甲治山事務所長 (42) 森林動物研究センター次長 (43) 県立淡路景観園芸学校副校長</p>		
<p>(1) 兵庫県民総合相談センター次長 (2) 消費生活センター長及び消費生活創造センター長 (3) 農業改良普及センター所長（行政職 8 級の者を除く。） (4) 健康福祉事務所の福祉室長 (5) 土地改良センター所長（行政職 8 級の者を除く。） (6) 土木事務所の室長 (7) 参事（県民局の参事（事務所の参事を除く。）を除く。） (8) 東京事務所次長（総括次長を除く。） (9) 自治研修所次長 (10) 県立大学事務局の事務部長（播磨光都キャンパス、姫路新在家キャンパス、神戸ポートアイランドキャンパス及び淡路キャンパスの事務部長に限る。） (11) 広域防災センターの部長 (12) 県立健康生活科学研究所の健康科学研究センターの副センター長及び危機管理部長並びに生活科学総合センターの副センター長及び部長 (13) 県立こどもの館^{こども} 幼児教育センター所長</p>		<p>4 種</p>

	(14) 県立総合衛生学院事務部長 (15) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職8級の者に限る。） (16) 県立知的障害者更生相談所長 (17) 県立工業技術センター総務部長 (18) 県立ものづくり大学校企画調整部長 (19) 県立農林水産技術総合センター総務部長 (20) 森林動物研究センターの部長 (21) 県立淡路景観園芸学校総務部長	
	(1) 副所長 (2) 主幹 (3) 職員健康管理センター職員診療所長（医師・歯科医師職4級及び3級の者を除く。） (4) 県立大学事務局の事務部次長 (5) 広域防災センターの消防学校副校長 (6) 県立健康生活科学研究所健康科学研究センターの部長（危機管理部長を除く。） (7) 県立こどもの館 ^{やまた} 副館長 (8) 県立明石学園副園長 (9) 県立総合衛生学院の事務部次長及び看護部長 (10) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職7級の者に限る。） (11) 動物愛護センターの動物管理事務所長及び支所長 (12) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）及び総務部次長 (13) 県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校副校長 (14) 県立但馬技術大学校の部次長及び豊岡職業能力開発校副校長 (15) 県立神戸高等技術専門学院副学院長 (16) 県立障害者高等技術専門学院副学院長 (17) 兵庫障害者職業能力開発校副校長 (18) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、企画調整・経営支援部長、技術センターの部長、病虫害防除所長並びに但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長 (19) 森林動物研究センター業務部副部長 (20) 県立淡路景観園芸学校総務部次長	5種
	県立農林水産技術総合センターの農業技術センター次長及び水産技術センター但馬水産技術センター研究主幹	6種
	県立農林水産技術総合センター水産技術センターの新ひょうご船長及びたじま船長	7種

別表第1人事委員会事務局の款事務局長の項を次のように改める。

人事委員会事務局	事務局長	1種
----------	------	----

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第3条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項第1号中「政策監」、「副防災監 ものづくり教育参事」を削り、「観光監 医監」を「福祉監 観光監」に、「主任広報専門員」を「主任広報専門員 職員健康相談員」に改める。

別表知事部局の款兵庫県民総合相談センターの項中「参事」を「参事 主幹」に改め、同款県民局の項中「公園島企画室長」を「公園島推進室長」に改め、同款広域防災センターの項第1号中「センター長」を「センター長 次長」に改める。

別表知事部局の款県立女性家庭センターの項中「県立女性家庭センター」を「女性家庭センター」に、同款県立精神保健福祉センターの項中「県立精神保健福祉センター」を「精神保健福祉センター」に改め、同款森林動物研究センターの項中「部長」を「部長 副部長」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第1号の項から条例第2条第1項第3号の項までを次のように改める。

条例第2条第1項第1号	<ol style="list-style-type: none"> (1) 財団法人淡路島くとうみ協会 (2) 財団法人計算科学振興財団 (3) 公益財団法人高輝度光科学研究センター (4) 公益財団法人新産業創造研究機構 (5) 財団法人ダム技術センター (6) 財団法人地域総合整備財団 (7) 財団法人地域創造 (8) 公益財団法人ひょうご科学技術協会 (9) 財団法人ひょうご環境創造協会 (10) 公益財団法人兵庫県生きがい創造協会 (11) 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 (12) 財団法人兵庫県勤労福祉協会 (13) 公益財団法人兵庫県芸術文化協会 (14) 公益財団法人兵庫県健康財団 (15) 公益財団法人兵庫県国際交流協会 (16) 一般財団法人兵庫県雇用開発協会 (17) 財団法人兵庫県住宅建築総合センター (18) 公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金 (19) 公益財団法人兵庫県人権啓発協会 (20) 公益財団法人兵庫県青少年本部 (21) 公益財団法人兵庫県体育協会 (22) 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター (23) 公益財団法人ひょうご産業活性化センター (24) 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 (25) 公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター (26) 社団法人兵庫みどり公社 (27) 大阪湾広域臨海環境整備センター (28) 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 (29) 兵庫県住宅供給公社 (30) 兵庫県道路公社 (31) 兵庫県土地開発公社 (32) 地方公共団体金融機構
条例第2条第1項第2号	<ol style="list-style-type: none"> (1) 公益財団法人国際エメックスセンター (2) 財団法人兵庫県学校厚生会 (3) 財団法人兵庫県職員互助会 (4) 財団法人兵庫県水産振興基金 (5) 公益財団法人兵庫丹波の森協会 (6) 社団法人瀬戸内海環境保全協会 (7) 一般社団法人兵庫県計量協会 (8) 社団法人兵庫県高等学校教育振興会 (9) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
条例第2条第1項第3号	<ol style="list-style-type: none"> (1) 財団法人自治体国際化協会 (2) 公益財団法人地球環境戦略研究機関 (3) 財団法人都市防災研究所 (4) 日本赤十字社 (5) 独立行政法人理化学研究所

別表第1備考中「平成23年4月1日」を「平成24年4月1日」に改める。

別表第2条例第9条第2号の項を次のように改める。

条例第9条第2号	<ol style="list-style-type: none"> (1) 阪神高速道路株式会社 (2) 株式会社日本宝くじシステム
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程及び職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月1日

兵庫県人事委員会
委員長 青 山 善 敬

兵庫県人事委員会告示第2号

職員の給与に関する実施規程及び職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第6条の2関係)

行政職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	
知事の内部部局	職員	職員	主任職員	機関長 主査	課長補佐 船長 係長 生活創造 活動専門 員 生涯学習 専門員 軽油調査 専門員 統計専門 員 職員健康 管理専門 員 企画専門 員 保健指導 専門員 計量専門 員 渉外専門 員 検査専門 員 換地専門 員 農地管理 専門員 環境創造 型農業專 門員 森づくり 専門員 林業専門 技術員 水産業專 門技術員 技術専門 員 会計審査 ・指導專 門員	課長補佐 副課長 主幹 課長補佐 副隊長 主任生活 創造活動 専門員 主任生涯 学習専門 員 主任軽油 調査専門 員 主任統計 専門員 主任計量 専門員 主任渉外 専門員 主任換地 専門員 主任農地 管理専門 員 主任環境 創造型農 業専門員 主任技術 専門員 主任工事 検査専門 員 主任青少 年指導專 門員 主任文化 専門員 主任専門 技術員 船長	室長 副課長 主幹 課長補佐 副隊長 主任生活 創造活動 専門員 主任生涯 学習専門 員 主任軽油 調査専門 員 主任統計 専門員 主任計量 専門員 主任渉外 専門員 主任換地 専門員 主任農地 管理専門 員 主任環境 創造型農 業専門員 主任技術 専門員 主任工事 検査専門 員 主任青少 年指導專 門員 主任文化 専門員 主任専門 技術員 船長	課長 室長 参事 隊長 不正軽油 特別対策 官 個人住民 税特別対 策官 こども安 全官 食品安全 官 家畜安全 官 主任広報 専門員 職員健康 相談員 職員相談 員 主任技術 専門員	局長 出納局長 工事検査 室長 知事室長 政策調整 局長 ビジョン 局長 参事 住宅参事 観光監	部長 政策部長 環境部長 まちづく り部長 局長 参事 福祉監	理事 会計管理 者

					工事検査 専門員 青少年指 導専門員 文化専門 員 専門技術 員 機関長					
兵庫県民総合 相談センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	主幹	次長	所長		
兵庫陶芸美術 館	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	主幹 所長補佐	参事	副館長	館長	
県民局	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	主幹	参事	副局長 参事	局長 参事	
室	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 青少年指 導官 生活科学 専門員 課長補佐	主幹 所長補佐 主任青年 指導官 主任生活 科学専門 員	室長 参事	室長		
消費生活 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 生活科学 専門員 課長補佐	主幹 主任生活 科学専門 員 所長補佐	消費生活 センター 長			
消費生活 創造セン ター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 生活科学 専門員 課長補佐	主幹 主任生活 科学専門 員 所長補佐	消費生活 創造セン ター長			
県税事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 室長 徴収専門 員 課税調査 専門員 軽油調査 専門員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐 主任徴収 専門員 主任課税 調査専門 員 主任軽油 調査専門 員	所長 参事	所長		
健康福祉事 務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐 健康管理 専門員 栄養指導 専門員 地域保健 専門員 食品安全 専門官 監査指導 専門員	副所長 主幹 所長補佐 主任健康 管理専門 員 主任栄養 指導専門 員 主任地域 保健専門 員 主任食品 安全専門 官 主任監査 指導専門 員	所長 参事 福祉室長			
但馬長寿の 郷	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	主幹	管理部長	但馬長寿 の郷長		

農林（水産） 振興事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	所長補佐 森林林業 専門員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長 参事	所長		
農業改良 普及セン ター	職員	職員	主任 職員	普及主査	課長 課長補佐	所長 主幹	所長			
但馬水産 事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 水産業専 門技術員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
土地改良 事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 技術専門 員 土地改良 施設専門 員 土地改良 管理専門 員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長 参事	所長		
土地改良 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 技術専門 員 土地改良 施設専門 員 土地改良 管理専門 員 課長補佐	所長 主幹	所長			
六甲治山 事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
土木事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 技術専門 員 課長補佐	所長 副所長 主幹 所長補佐	所長 室長 参事	所長		
尼崎港管 理事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
姫路港管 理事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
但馬空港 管理事務 所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
東京事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	次長	参事	所長	
自治研修所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	次長		所長	
職員健康管 理センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	主幹 所長補佐		所長		
職員会館	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	館長 副館長 職員福利 センター 所長 課長補佐					

県立大学	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 産学連携 専門員 課長補佐 緑環境景 観専門員 天文科学 専門員	部次長 主幹 主任産学 連携専門 員 所長補佐	部長	副局長 部長	局長	
広域防災センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 防災教育 専門員 消防教育 専門員 課長補佐	消防学校 副校長 主幹 主任消防 教育専門 員 所長補佐	部長	センター 長 消防学校 長 次長		
県立健康生活科学研究所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	主幹	部長	副研究所 長		
健康科学研究センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	主幹	副センタ ー長 部長	センター 長		
生活科学総合センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 生活科学 専門員 課長補佐	主幹 主任生活 科学専門 員	副センタ ー長 部長	センター 長		
保健所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 室長 課長補佐 健康管理 専門員 栄養指導 専門員 地域保健 専門員 食品安全 専門官	副所長 主幹 所長補佐 主任健康 管理専門 員 主任栄養 指導専門 員 主任地域 保健専門 員 主任食品 安全専門 官				
県立こどもの館 <small>やかた</small>	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 児童指導 専門員 課長補佐	副館長 主幹 主任児童 指導専門 員 所長補佐	幼児教育 センター 所長		館長	
子ども家庭センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 児童福祉 専門員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長 参事	所長	所長	
女性家庭センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐		所長		
県立明石学園	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副園長 主幹 所長補佐	園長			
県立男女共同参画センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐		所長		
県立総合衛生学院	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	教務主任 課長補佐	部次長 所長補佐	部長	副学院長	学院長	
食肉衛生検査センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	食肉衛生 検査所長	食肉衛生 検査所長	所長		

						副所長 主幹				
動物愛護センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 動物管理 事務所長 支所長 主幹 所長補佐	所長			
県立身体障害者更生相談所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹	所長			
県立知的障害者更生相談所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹	所長			
精神保健福祉センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 精神保健 福祉専門員 課長補佐	主幹 主任精神 保健福祉 専門員 所長補佐		次長		
県立工業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	部次長 主幹	部長	次長		
県立ものづくり大学校	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副校長 主任職業 教育専門員 所長補佐	部長 姫路職業 能力開発 校長		校長	
県立但馬技術大学校	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副校長 部次長 主任職業 教育専門員 所長補佐	部長 豊岡職業 能力開発 校長	校長 副大学校 長		
県立神戸高等技術専門学院	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副学院長 主任職業 教育専門員 所長補佐	学院長			
県立障害者高等技術専門学院	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副学院長 主任職業 教育専門員 所長補佐	学院長			
兵庫障害者職業能力開発校	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副校長 主任職業 教育専門員 所長補佐	校長			
旅券事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 出張所長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐		所長		
県立農林水産技術総合センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 専門技術員 農業教育 専門員 課長補佐	局次長 副室長 主幹 主任専門 技術員 所長補佐	局長 部長 室長	次長	所長	
農業大学校	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 農業教育 専門員 課長補佐	副校長 主任農業 教育専門員	校長			
農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				

北部農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長所長補佐				
淡路農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長所長補佐				
畜産技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長所長補佐				
森林林業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	部次長課長 林業専門技術員 課長補佐	副所長部長 部次長主幹 所長補佐				
水産技術センター	職員	職員	主任職員	機関長 通信長 課長補佐主査	船長課長 漁業研修館長 水産業専門技術員 機関長 通信長 課長補佐	副所長副場長 部長 内水面漁業センター所長 所長補佐 船長				
家畜保健衛生所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長主幹 所長補佐	所長			
森林動物研究センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐 森林動物専門員	副部長主幹 主任森林動物専門員	部長	次長	所長	
県立淡路景観園芸学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長景観園芸専門員 課長補佐	次長所長補佐 主任景観園芸専門員 景観園芸専門員	副校長部長		校長	
議会事務局	書記	書記	主任書記	主査	課長補佐係長 政務調査員 記録専門員	副課長主幹 課長補佐	課長室長 参事	次長	事務局長	
監査委員事務局	書記	書記	主任書記	主査	課長補佐係長	副課長主幹 課長補佐	課長	次長	事務局長	
選挙管理委員会	書記	書記	書記	書記		次長	書記長			
人事委員会事務局	事務職員	事務職員	主任事務職員	主査	課長補佐係長	副課長主幹 課長補佐	課長参事	次長	事務局長	
労働委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査	課長補佐係長	副課長課長補佐	課長		事務局長	
収用委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査		主幹	事務局長			
海区漁業調整委員会事務局	書記	書記	主任書記	主査		事務局長主幹	事務局長			
教育委員会事務局	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	主査	課長補佐係長 管理主事 技術専門員	室長副課長 主幹 課長補佐 主任管理主事	課長室長 参事	教育次長 参事		

						主任技術 専門員				
教育委員会事務 局教育事務所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 管理主事 課長補佐	教育振興 室長 副所長 主幹 所長補佐 主任管理 主事	所長 参事	所長		
県立特別支援 教育センター	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
県立南但馬自然 学校	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副校長 所長補佐	副校長	校長		
県立但馬やま びこの郷	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	副所長	所長		
県立教育研修 所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	部長 所長補佐	部長 参事	所長		
県立美術館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	館長補佐		館長 副館長	
県立図書館	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査 司書	課長 調査専門 員 司書 課長補佐	館長補佐 主任司書 主任調査 専門員	次長 館長補佐	次長	館長	
県立歴史博物 館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立人と自然 の博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立コウノト りの郷公園	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副園長 所長補佐	副園長	園長		
県立考古博物 館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 調査専門 員	主幹 主任調査 専門員	部長	副館長	館長	
県立の中学校、 高等学校、中等 教育学校又は 特別支援学校	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	機関長 通信長 主査	事務長 船長 課長補佐 機関長 通信長	事務長 船長	事務長			
警察本部	職員	職員	主任 職員	主査	課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐 係長	次席 主幹 課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐	課長 参事			
神戸市警察部	職員	職員	主任 職員		係長					
方面本部	職員	職員	主任 職員		係長					
警察署	職員	職員	主任 職員	主査	課長 係長	主幹				

警察学校	職員	職員	主任職員	主査	校長補佐 係長	副校長 主幹 校長補佐	参事			
------	----	----	------	----	------------	-------------------	----	--	--	--

備考

- 1 会計管理者、兵庫陶芸美術館の副館長及び食肉衛生検査センターの所長の職務については、当分の間、10級とすることができる。
- 2 県立明石学園の園長、県立神戸高等技術専門学院の学院長及び県立淡路景観園芸学校の副校長の職務については、当分の間、9級とすることができる。
- 3 旅券事務所の所長の職務については、当分の間、8級とすることができる。
- 4 知事の内部部局の項から議会議務局の項まで、人事委員会事務局の項、教育委員会事務局の項から県立歴史博物館の項まで及び警察本部の項から警察学校の項までに規定する各組織に置かれる付の職務並びに県立学校（県立大学を除く。）に置かれる学校付の職務については、6級、7級、8級、9級又は10級とする。

別表第 2（第 6 条の 2 関係）

研究職給料表級別職務区分表

組織名	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事の内部部局	職員	職員	研究員	上席研究員 主任研究員	研究主幹 主席研究員	研究参事
但馬水産事務所	職員	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	主席研究員	
県立健康生活科学研究所健康科学研究センター	職員	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	
県立工業技術センター	職員	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	副所長 部長 研究主幹 主席研究員	所長 次長 工業技術支援センター所長
県立農林水産技術総合センター	職員	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	室長 部長 副室長 研究主幹 主席研究員	次長 場長 室長 参事
農業技術センター	職員	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	部長 部次長 主席研究員	所長 病害虫防除所長 原種農場長
北部農業技術センター	職員	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
淡路農業技術センター	職員	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
畜産技術センター	職員	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
森林林業技術センター	職員	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
緑化センター	職員	職員	研究員	次長 課長 上席研究員 主任研究員	所長 主席研究員	
水産技術センター	職員	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
但馬水産技術センター	職員	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長

	内水面漁業センター	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	研究主幹 主席研究員	
	県立人と自然の博物館	技術職員	研究員	主任研究員	主任研究員	次長 部長 主任研究員
	県立コウノトリの郷公園 <small>さと</small>	技術職員	研究員	主任研究員	主任研究員	副園長 部長 主任研究員
	警察本部刑事部科学捜査研究所	職員	研究員	科長 主任研究員	次長 主幹 科長 主任研究員	所長 参事 主任研究員

備考

1 知事の内部部局の項から県立農林水産技術総合センターの項までに規定する各組織に置かれる部長、部次長及び主席研究員の職務については、当分の間、5級とすることができる。

2 この表に規定する各組織に置かれる付の職務については、3級、4級又は5級とする。

別表第3 県立精神保健福祉センターの項中「県立精神保健福祉センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

別表第4 こども家庭センターの項の次に次のように加える。

女性家庭センター	職員	職員	主任	課長 主査			
----------	----	----	----	----------	--	--	--

(職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程（平成7年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号ア中「エ及びク」を「ウ及びキ」に、「同条第21項」を「同条第26項」に、「同条第22項」を「同条第27項」に改め、同号イを削り、同号ウを同号イとし、同号エ中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改め、「情緒障害児短期治療施設」の右に「並びに児童発達支援センター以外の同法第6条の2第2項及び第4項に規定する施設」を加え、同号中エをウとし、オをエとし、カをオとし、同号キ中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改め、同号中キをカとし、クをキとし、ケをクとし、同号コ中「ケ」を「ク」に改め、同号コを同号ケとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。